

積立型投資信託取扱規定

1. 趣 旨

この規定は、お客様と当行との間における証券投資信託の積立投資信託取引に関する取決めです。

2. 積立投資信託取引

- (1) 積立投資信託取引（以下「本取引」といいます）とは、お客様があらかじめ指定された内容に従い、毎月一定の日（以下「振替日」といいます）に一定の金額（以下「振替金額」といいます）を、あらかじめ指定いただいた預金口座（以下「指定預金口座」といいます）から引落として、投資信託の購入に充当する取引をいいます。
- (2) 前項の引落としにあたっては、当座勘定規定または普通預金規定にかかわらず、小切手の振出しまたは預金通帳および預金払戻請求書の提出は不要とします。
- (3) 振替日が証券投資信託委託会社の営業日でない場合は、証券投資信託委託会社の翌営業日に振替を行います。

3. 買付銘柄の選定

- (1) 本取引によって買付けできる投資信託は、当行が定める銘柄（以下「対象銘柄」といいます）とします。
- (2) お客様には、対象銘柄の中から1以上の銘柄を指定して買付けの申込みを行っていただきます（以下、指定された銘柄を「選定銘柄」といいます）。

4. 申込方法

- (1) 申込方法
お客様が、当行所定の方法により申込みを行い、当行が当該申込みを承諾した場合に、本取引を利用いただくことが可能となります。
- (2) 申込みにあたっては、選定銘柄の累積投資口座を開設していただきます。
ただし、既に開設済みの場合は、この限りではありません。

5. 申込内容の変更

お客様が申込内容を変更され、または買付けを休止される場合は、当行所定の方法により変更希望日の5営業日前までに申込み願います。

6. 買付方法

- (1) 振替日に指定預金口座からの振替金額の引落としが成立した場合に限り、当該金額を当行がご予約して、選定銘柄に係る投資信託累積投資規定の定めに従い、買付けを実行します。
- (2) 振替日の当行営業開始時点において、指定預金口座の残高が振替金額に満たない場合には、振替金額の引落としは不成立となり、買付けは行いません。

7. 買付時期および価額

- (1) 当行は指定預金口座から振替金額の引落としが成立した日に、買付けの申込みがあったものとして取扱います。
- (2) 前項の買付価額は、選定銘柄の投資信託累積投資規定に定める価額とします。
- (3) 第1項にかかわらず、市場の休場等により選定銘柄の委託者が買付けの申込みの受け付けを中止した場合は、翌営業日以降最初に買付けが可能になった日に買付けを行います。
- (4) 選定銘柄が複数の場合、または指定預金口座に対して他の口座振替の請求があった場合で、振替日の当行営業開始時点における指定預金口座の残高（総合口座の当座貸越が利用できる場合は、当該当座貸越の利用可能額を含みます）がそれらの総額を支払うに至らない場合には、そのいずれ

を引落とすかは当行の任意とします。

8. 返還および果実の再投資

返還および果実の再投資は、それぞれ選定銘柄の投資信託累積投資規定に基づき行うものとします。

9. 取引および残高の通知

当行は、法令および「投資信託受益権振替決済口座管理規定」に基づいて、本取引に基づくお客様への取引明細および残高明細の通知を行います。

ただし、一定期間以上該当する取引がない場合は、別途1年に1回以上、残高照合通知書により通知することがあります。

10. 選定銘柄の除外

選定銘柄が以下の各号のいずれかに該当した場合、当行は当該銘柄を対象銘柄から除外することができるものとします。

- A. 当該選定銘柄が償還されることとなった場合もしくは償還された場合
- B. その他当行が必要と認めた場合

11. 解 約

本取引は、次の各号のいずれかに該当した場合は解約されるものとします。

- A. お客様から、当行所定の手続きに従い本取引の解約のお申出があった場合
- B. お客様が指定預金口座を解約された場合
- C. お客様が選定銘柄の累積投資口座を解約された場合、および第10条により選定銘柄を対象銘柄から除外された場合
- D. 非課税口座の開設について税務署より「承認不可」通知を受けた場合の、非課税口座で申し込みされた積立投資信託取引
- E. やむを得ない事由により当行が解約を申出た場合

12. 届出事項の変更

- (1) 改名、転居、届出印の変更など、届出事項に変更があったときは、お客様は直ちに当行所定の手続きにより、遅滞なくお届け願います。
- (2) 前項のお届けがあった場合、当行は戸籍謄抄本、印鑑証明書、その他当行が必要と認める書類等を提出いただく場合がございます。
- (3) 第9条の規定に従い、お客様に対して当行が行った諸通知が転居、不在、その他お客様に帰すべき事由により延着し、または到着しなかった場合は、当行は通常到着すべきときに到着したのものとして取扱うことができるものとします。

13. その他

- (1) 当行は本取引に基づいてご予約した金銭については、利子その他いかなる名目によっても、その対価をお支払いいたしません。
- (2) この規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他その必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改正されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他の方法により周知します。
- (3) この規定に別段の定めがない事項については、「投資信託受益権振替決済口座管理規定」および選定銘柄の「投資信託累積投資規定」によるものとします。